

業務指示書

アフリカ地域ジブチ回廊情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：回廊開発又は地域開発に関連する業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合地域開発計画／産業振興）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域開発及び産業振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 運輸交通インフラ】

- 1) 類似業務の経験：運輸交通インフラ開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力／エネルギー輸送インフラ／通信インフラ】

- 1) 類似業務の経験：電力及びエネルギーインフラ開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月16日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円, US\$1 = 104.758 円, EUR1 = 115.108 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合地域開発計画／産業振興
運輸交通インフラ
電力／エネルギー輸送インフラ／通信インフラ
ソフトインフラ（出入国管理、税関、検疫）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.00 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン2016年7月」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月10日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

アフリカ地域ジブチ回廊情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(24.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合地域開発計画/産業振興	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 運輸交通インフラ	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 電力/エネルギー輸送インフラ/通信インフラ	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： ソフトインフラ (出入国管理、税関、検疫)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ジブチ回廊はジブチ、エチオピア、南スーダン、スーダンの4ヶ国を繋ぐ国際回廊であり、ジブチ港を起点に、アディスアベバ、ジュバ、ハルツームを結ぶ物流網である。内陸国であるエチオピア、南スーダンにとって、本回廊は物流上の動脈として非常に重要であるが、貧弱なハードインフラと非効率な国境通関・検問システム等の要因から、本回廊における輸送コストは高く、4ヶ国の経済成長、産業振興、雇用拡大の阻害要因となっている。世界銀行が公表している域内各国の Logistic Performance Indicator (2016年)は、ジブチ134位、エチオピア126位、スーダン103位となっており、近隣国であるケニア(42位)、ウガンダ(58位)と比較しても低い水準にある。こうした状況を受け、Common Market for Eastern and Southern Africa (以下、COMESA)は、円滑な物流網構築に向け、Djibouti Corridor Authority (以下、DCA)の設立支援を行っており、2016年10月現在最終段階の協議に入っている。

日本政府は2013年6月に横浜で開催された TICAD V において、アフリカの経済成長と企業活動のアフリカ開発への参加・関与を後押しすべく、5ヶ所の重点地域、及びアフリカ10カ所で戦略的マスタープランを実施することを表明した。ジブチ回廊は5つの重点地域の中に位置づけられ、10カ所目の戦略的マスタープランの候補のひとつである。JICAは、2016年3月に、1)4ヶ国の関連機関及びCOMESAが出席したジブチ回廊開発に係るワークショップの開催及び2)ザンビアージンバブエ国境(チルンドゥ)におけるOSBP施設のスタディツアーを実施し、ジブチ回廊開発に積極的な関与を行ってきている。上記WSにおいては、ジブチ回廊MPの策定の必要性、ジブチ回廊MPの策定支援実施について4ヶ国の関連機関から前向きな意見が表明された。

JICAがプロジェクト研究で実施した「クロスボーダー交通インフラ対応可能性研究フェーズ3(プロジェクト研究)」(2009年)でも明らかにされたように、サブサハラアフリカの交通インフラ整備の遅れは地域や産業開発の遅れと負のスパイラルを形成しており、持続的な経済成長を達成するためにはこれらを断ち切ることが必須である点、サブサハラアフリカではクロスボーダー交通インフラを整備すると同時に産業開発を促進し、交通需要を誘発する方策を進めていく必要性が特に高い点が指摘されている。このように、地域毎の産業ポテンシャルに基づいた分析を行い産業振興政策との連携を視野に入れ、本格調査においては産業連関表分析等を活用し、地域経済のポテンシャルを把握し、それらを効率的に連結、活用するための総合的な経済回廊のMPを策定することを想定している。

一方、上記分析・調査を行っていくためには、社会経済、運輸交通等の定量・定性的な現状把握が必須であり、各種統計資料が必要になるが、各国における情報の精度、量、入手の容易さが異なり、今後の協力方針を検討するためには現状把握が必要な状況にある。また、本格調査においては、運輸交通に関連する省庁・関係機関のみならず産業振興を担当する省庁・関係機関等との連携も必要であることから、ステークホルダーが多岐に亘り調整が複雑化することが想定される。そのため、各国の関連省庁・関係機関がどのような役割を担っており、どのような体制やスケジュールで今後の協力を進めていくことが出来るか事前に検討することが必要である。

2. 調査の目的

本調査は、ジブチ回廊開発のマスタープラン策定にあたって必要な基礎的な情報の収集、実施段階における関係国カウンターパートの実施体制案やスケジュール案の検討を目的として実施するものである。

3. 調査対象国

3.1. 対象国

- ジブチ
- エチオピア
- 南スーダン
- スーダン
- ケニア（※）
- ウガンダ（※）
- ザンビア（※）

※ 5.6 参照

- ケニア、ウガンダについては、ジブチ回廊に直接的には含まれないものの、南スーダンへの物資輸送がモンバサ港を起点とする北部回廊に依存していることから、現地調査は実施しないが国内作業における調査・分析の対象とする。なお、ウガンダについては、南スーダン事務所関係者が2016年11月現在ウガンダ事務所にて業務を行っていることから、現地調査の対象に含めることを認める。
- ザンビアについては、DCA 設立を支援する COMESA 本部が首都のルサカに拠点を有していることから、ウガンダ同様に現地調査の対象に含めることを認める。
- ウガンダやザンビアでの現地調査の必要性を考慮し、現地調査対象国及び日程案について提案すること。

4. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するために「5. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 調査実施上の留意点

5.1. 効率的な調査の実施

本調査は回廊開発のマスタープラン策定を含めた今後の協力方針の検討に必要な基礎情報の収集を目的としており、複数国の多岐に亘るセクターを対象としている。一方、各国における情報の精度、量、入手の容易さが異なることが想定され、現地調査において全ての必要情報を入手できない可能性が想定される。効率的な調査実施のため、事前の国内作業において必要な情報をリスト化し、可能な限りインターネット等を通じ関連情報の収集を行うこと。

なお、第1次現地調査は統計データ、既存計画・プロジェクト、関連分野の政策、組織体制に係る情報収集を目的とし、第2次現地調査では第1次現地調査の結果をもとに、マスタープラン策定における実施体制やスケジュールについて、各国の主要カウンターパートと意見交換することを想定している。効率性、実現可能性を考慮し、マスタープラン策定における実施体制案やスケジュール案をプロポーザルにて提案すること。

5.2. 回廊インフラの定義

回廊インフラには、単に旅客と貨物のための物的な輸送路となる交通インフラだけでなく、エネルギー（原油、天然ガス、電力）や情報の輸送路等の産業開発を支えるインフラも含める。また、国際回廊特有の課題である通関制度や各国の運輸交通関連法制度の調和化などのソフトインフラも含めて、広く経済活動を支えるものを回廊インフラとして、以下の通り定義する。

- 旅客・貨物輸送インフラ
 - 一般道路（橋梁含む）、高速道路
 - 鉄道（貨物輸送、旅客輸送）
 - 水運路（港湾、湖、河川、運河）
 - 航空路（空港）
 - 国境管理施設
 - 物流関連施設（トラックターミナル、ドライポート等）
- エネルギー・電力輸送インフラ
 - 発電所・送電線
 - 製品パイプライン（精製油）
 - 原油パイプライン
 - ガスパイプライン
- 情報通信インフラ
 - 光ファイバー
- ソフトインフラ
 - CIQ（税関・出入国管理・検疫）
 - 荷揚港での関税・通関手数料、保税ボンド等の国際送金決済システム
 - 運輸交通関連法制度（軸重規制、回廊インフラの標準仕様等）

5.3. 回廊周辺における産業の現状及びポテンシャルに係る調査

本格調査においては、地域毎の産業の現状及びポテンシャルに基づいた分析の実施を想定していることから、分析に必要なジブチ回廊沿いにおける以下の関連情報の収集を行う。

- 農業、水産業、畜産業、林業とそれらのバリューチェーン
- 地域経済（小規模を含めた製造業動向、商業、サービス業、流通業、農産品加工業、ビジネス環境、企業向け金融等）とそのバリューチェーン
- 投資（地域間及び地域内の貿易状況、投資状況、投資環境等）
- 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体など）
- 観光業
- 情報通信・科学産業
- 都市計画

5.4. 産業連関表分析にかかる情報収集

マスタープラン策定の中で産業開発ポテンシャルを分析する際に、産業連関表を作成することを想定しているため、必要な統計データの有無を確認すること。また、入手した統計データをもとに、マスタープラン策定における産業連関表分析の適用可否及び想定される精度を検討し、提言としてとりまとめること。

5.5. TICAD V 戦略的マスタープランとしての期待

ジブチ回廊は TICAD V の戦略的マスタープランの候補のひとつであり、その成果によって日本企業を含むアフリカへの投資を促進することが期待されていることを踏まえ、本調査では本邦企業や現地企業との意見交換の実施、企業にとってニーズの高い情報収集を行うこと。

5.6. 南スーダンにおける現地調査

南スーダンに関しては、2016年7月に首都ジュバ市内で発生した大統領派軍と副大統領派軍との間の衝突により治安が悪化し、その状態が継続していることから、現地調査は行わない。代わりに、南スーダン事務所の現地職員を通じた情報収集や、南スーダンにおける関係者をエチオピア等の第三国に呼びインタビューを行うなどし、可能な範囲での情報収集を行う。

5.7. エチオピアにおける現地調査

エチオピアでは、政府に対する抗議行動が2015年末から断続的に発生しており、オロミア州における抗議行動が深刻化したことを受け、2016年10月上旬に非常事態宣言がエチオピア政府から出されている。そのため、エチオピアにおける現地調査においては、機構の安全対策措置を遵守の上、首都アディスアベバのみで業務を行うことを想定している。

5.8. その他地域における現地調査

ジブチ、スーダンにおいては、機構の安全対策措置を遵守し、現地調査を実施する。ケニア、ウガンダについては、ジブチ回廊に直接的には含まれないものの、南スーダンへの物資輸送がモンバサ港を起点とする北部回廊に依存していることから、現地調査は実施しないが国内作業における調査・分析の対象とする。

但し、ウガンダにおける調査は、南スーダン事務所がウガンダに移転していることから、必要に応じて現地調査に含める。また、COMESAの本部がルサカにあることから、必要に応じてザンビアにおける調査を実施する。ウガンダやザンビアでの現地調査の必要性を検討の上、現地調査対象国及び日程案については、プロポーザルにて提案すること。

5.9. 他ドナー、地域経済共同体の動向

ジブチ回廊対象国における関連分野の世界銀行、アフリカ開発銀行、アラブ基金、イスラム開発銀行、EU、USAID、DIFID、KfW、AFD、中国、COMESA、IGAD等が実施する関連プロジェクトの情報を予め国内作業で収集し、整理を行う。本格調査の実施体制にも影響することから、ジブチ回廊開発に関するCOMESAの役割、設立準備中のDCAに係る情報について十分に情報収集を行う。また、不足部分については必要に応じて現地調査での協議において情報収集を行う。

5.10. 回廊開発の教訓の活用

JICA や他ドナーが支援している回廊開発、特にアフリカにおける北部回廊、ナカラ回廊、中央回廊における経験や教訓についてレビューを行い、今後の協力量針検討に向け必要な提言をとりまとめる。また、2015年12月にまとめられたエチオピア投資促進分野情報収集結果報告書の物流や通関等関連部分を参照し効率的に調査を行う。

6. 調査の内容

6.1. 国内作業

6.1.1. 既存・関連資料の収集

ジブチ回廊開発に関連する既存調査レポートなどの情報、データを収集し整理する。また、現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。既存資料レビューの内容としては以下の項目に関する収集、整理を含める。なお、人口動態・人口分布、地域経済、投資等の基礎データは隣国であるケニア、ウガンダを含む周辺国も対象とする。

- a. 行政組織・制度等（行政機構、法制度、財政等）
- b. 自然条件（気象、水（河川等）、地形・地質、土壌、植生等）
- c. 土地利用、土地所有形態等
- d. 社会（人口動態・人口分布、所得水準、社会構造、雇用、住民組織、社会サービス等）
- e. 農業、水産業、畜産業、林業とそのバリューチェーン
- f. 地域経済（小規模を含めた製造業動向、商業、サービス業、流通業、農産品加工業、ビジネス環境、企業向け金融等）とそのバリューチェーン
- g. 投資（地域間及び地域内の貿易状況、投資状況、投資環境等）
- h. 民間事業者による開発プロジェクト（分野、規模、事業主体など）
- i. 鉱物・エネルギー資源
- j. 観光業
- k. 情報通信・科学産業
- l. 水資源（気象データ、水文データ、水資源モニタリングシステム、河川・湖沼、流域等）
- m. 水利用（水管理施設、灌漑、都市給水・村落給水、産業用水等）
- n. 都市計画
- o. 人的資源（教育、職業訓練等）

6.1.2. 既存関連政策・制度の分析・整理

地域開発分野、運輸交通分野、都市計画分野、環境分野、経済・投資分野を中心に、関連法・制度を収集・整理する。

6.1.3. 関係機関・組織の役割・業務の分析・整理

上述の関連セクター担当機関等の組織体制、職員数、業務内容、予算（インフラ整備や産業開発関連財源の確認を含む）等の情報を収集・整理する。

6.1.4. 回廊開発の教訓の整理

JICA や他ドナーが支援している回廊開発、特にアフリカにおける北部回廊、ナカラ回廊、中央回廊における経験や教訓についてレビューを行う。レビュー結果をとりまとめ、回廊開発の協力量針検討に向け必要な提言をとりまとめる。

6.1.5. インセプションレポートの作成・協議

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。インセプションレポートには国内作業で入手できた情報を整理し、第1次現地調査で入手すべき資料を整理し、それらの優先順位づけを行う。なお、インセプションレポートの内容にかかる協議を、在外事務所を含む機構関係部署とTV会議にて実施する。

6.1.6. 各国主要カウンターパートとのTV会議を通じた協議

効率的な調査実施のため、現地調査前に各国の財務、運輸、産業、外交等に関連する省庁関係者とのTV会議を実施し、インセプションレポートの説明を行う。なお、TV会議内で現地調査において情報収集のために面談すべき省庁や関連機関の紹介を依頼する。

6.1.7. 南スーダンに関連する情報収集及びC/Pの招聘に係る調整

南スーダンに関連する調査は、ウガンダに滞在中の機構南スーダン事務所の日本人職員へのインタビューや、機構南スーダン事務所の現地職員を通じた情報収集を実施する。

また、南スーダンのC/Pをエチオピア等の第三国に呼びインタビューを行う。C/Pの招聘に係る経費（航空賃、宿泊費、日当）は機構エチオピア事務所が負担することとし、フライトの手配も機構エチオピア事務所が行うこととする。日程調整や必要書類の入手を機構エチオピア事務所、南スーダン事務所と連携し実施する。

6.1.8. 本邦企業のニーズ確認

ジブチ回廊関係国における事業に関心のある企業またはすでに現地に進出済みの企業をピックアップし、個別ニーズのヒアリングを行う。また、機構が紹介する本邦企業団体を通じて情報収集・ニーズ確認を行う。本邦企業のニーズ確認結果から本調査に取り入れるべき調査項目をリストアップの上、機構に報告し、調査への取り入れの可否を機構と相談の上、決定する。

6.2. 第1次現地調査

6.2.1. 関連情報の収集

ジブチ回廊開発に関連する統計データ、既存計画・プロジェクト、関連分野の政策、組織体制に係る情報、データを、インセプションレポートの内容に沿って収集する。

6.2.2. 他ドナー・地域経済共同体との協議

ジブチ回廊対象国における世界銀行、アフリカ開発銀行、アラブ基金、イスラム開発銀行、EU、USAID、DIFID、KfW、AFD、中国、COMESA、IGAD等が実施する関連プロジェクトの情報を予め国内作業で情報収集し、整理を行う。不足部分については必要に応じて現地調査での協議において情報収集を行う。

6.2.3. 機構事務所・支所と協議

現地調査開始及び終了時に機構エチオピア事務所、スーダン事務所、南スーダン事務所及びジブチ支所と協議を行い、調査方針、業務内容、調査結果に係る報告を実施する。

6.2.4. 現地視察

既存インフラ、物流関連施設、国境関連設備、開発プロジェクトの視察を可能な範囲で実施する。なお、現地視察にあたっては機構の安全対策措置の最新版を遵守し、安全に十分留意すること。

6.3. 国内作業

6.3.1. 本格調査における実施体制及びスケジュールの検討

第1次現地調査におけるC/Pとの協議結果や、収集した関連組織の予算、体制等を踏まえて、本格調査の実施体制（案）及びスケジュール（案）を検討する。

6.3.2. インテリムレポートの作成・協議

第1次現地調査結果をとりまとめ、インテリムレポートを作成し、機構エチオピア事務所に提出する。また、インテリムレポートの内容にかかる協議を、在外事務所を含む機構関係部署とTV会議にて実施する。

6.4. 第2次現地調査

6.4.1. 各国関連機関との意見交換

インテリムレポートの内容を説明し、特に本格調査の実施体制（案）及びスケジュール（案）に係る意見交換を実施する。

第1次現地調査結果やその必要性に応じて、関連C/Pとの協議を行い、第2次現地調査迄に入手が出来なかった情報の収集を行う。

6.4.2. 機構事務所・支所との協議

現地調査開始及び終了時に機構エチオピア事務所、スーダン事務所、南スーダン事務所及びジブチ支所と協議を行い、調査方針、業務内容、調査結果に係る報告を実施する。

6.4.3. 他ドナー・地域経済共同体との協議

第1次現地調査結果やその必要性に応じて、世界銀行、アフリカ開発銀行、アラブ基金、イスラム開発銀行、EU、USAID、DIFID、KfW、AFD、中国、COMESA、IGAD等との協議を行い、第2次現地調査迄に入手が出来なかった情報の収集を行う。

6.4.4. 現地視察

既存インフラ、物流関連施設、国境関連設備、開発プロジェクトの視察を可能な範囲で実施する。なお、現地視察にあたっては機構の安全対策措置の最新版を遵守し、安全に十分留意すること。

6.5. 国内作業

6.5.1. マスタープラン策定における実施体制、スケジュール及び提言の検討

第2次現地調査におけるC/Pとの意見交換の結果を踏まえて、本格調査の実施体制（案）及びスケジュール（案）を再検討する。同時に、情報収集の結果を踏まえて、本格調査実施に向けた提言をとりまとめる。

6.5.2. ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

第2次現地調査結果をとりまとめ、ドラフト・ファイナルレポートを作成し、機構エチオピア事務所に提出する。また、ドラフト・ファイナルレポートの内容にかかる協議を、在外事務所を含む機構関係部署とTV会議にて実施し、コメントを取得する。

6.5.3. ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対する機構関連部署のコメントを反映し、ファイナルレポートを作成、提出する。

7. 成果品等

7.1. 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。インセプションレポート及びインテリムレポートの先方政府・機関への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

7.1.1. インセプションレポート

- 記載事項：
 - 業務の基本方針
 - 詳細な調査内容・手法、作業工程、要員計画
 - 既存・関連資料の収集結果
 - 回廊開発の教訓の整理
- 提出時期：調査開始後 1 ヶ月以内
- 部数：和文 10 部、英文 40 部、仏文 15 部、CD-R 40 枚

7.1.2. インテリムレポート

- 記載事項：
 - 第 1 次現地調査結果
 - 本格調査の実施体制（案）、スケジュール（案）
 - 第 2 次現地調査方針、調査内容
- 提出時期：第 1 次現地調査終了後 1 カ月以内
- 部数：和文 10 部、英文 40 部、仏文 15 部、CD-R 40 枚

7.1.3. ドラフト・ファイナルレポート

- 記載事項：
 - 第 2 次現地調査結果
 - 本格調査における実施体制（案）、スケジュール（案）
- 提出時期：第 2 次現地調査終了後 1 カ月以内
- 部数：英 1 文部、仏文 1 部、CD-R 4 枚

7.1.4. ファイナルレポート

- 記載事項：
 - ジブチ回廊開発に関連する情報収集の結果
 - 本格調査における実施体制（案）、スケジュール（案）
 - 本格調査実施に向けた提言
- 提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに係るコメント受領後 2 週間以内
- 部数：和文 10 部、英文 40 部、仏文 15 部、CD-R 40 枚

7.2. 報告書作成にかかる留意事項

7.2.1. 報告書の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、最終報告書は製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照すること。

7.2.2. 報告書の形式・説明

- 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。
- 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるように工夫すること。

7.3. 主要な報告書以外の提出物

7.3.1. 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議にかかる議事録を策定し、機構に速やかに提出する。

7.3.2. 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部数：和文 5 部(簡易製本)

7.3.3. プロジェクト活動業務報告書

機構の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 10 日までに提出する。

7.3.4. 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、機構様式による収集資料リストを添付のうえ、機構エチオピア事務所に提出する。

7.3.5. デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(調査サイト、既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地

の生活状況又はボトルネックの現状等を取め、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については機構に帰属するものとし、広報用素材として機構の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部数：CD-R 1枚（デジタル画像 200枚程度／jpeg ファイル形式）

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2017年1月より業務を開始し、2017年4月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。
2017年7月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2017年8月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
国内作業								
現地作業								
国内作業								
現地作業								
国内作業								
InR提出								
DfR提出								
FR提出								

InR: インテリムレポート、DfR: ドラフト・ファイナルレポート、FR: ファイナルレポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

2.1. 業務量の目安

9.00 MM（現地 7.00 MM、国内 2.00 MM）

2.2. 業務従事者の構成（案）

本プロジェクトには、下記に示す各分野の担当事項を担当する団員が参加することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な団員配置、担当分野があれば、上記業務量の目途で示された M/M を上限に、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、評価対象業務従事者について、本指示書に記載された格付目安を超える格付提案をコンサルタントが行うことも可とするが、その場合にはその理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- | | |
|------------------------------|----|
| a. 総括／総合地域開発計画／産業振興 | 2号 |
| b. 運輸交通インフラ | 3号 |
| c. 電力インフラ／エネルギー輸送インフラ／通信インフラ | 3号 |
| d. ソフトインフラ（出入国管理、税関、検疫） | 3号 |

3. 配布／貸与資料及び閲覧資料

- 関連資料
 - エチオピア 投資促進分野情報収集（2015年）
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/toushi_eth_01.pdf
- 配布資料
 - 関連省庁・機関リスト
 - 既存インフラ及び開発プロジェクトリスト

4. 機材調達

なし

5. 現地再委託

なし

6. その他留意事項

6.1. 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

6.2. 機構事務所への報告

本業務は複数国を対象とするため、現地調査時には機構エチオピア事務所、スーダン事務所、ジブチ支所に、それぞれ報告を行うこと。ウガンダにおける現地調査を実施する場合は、南スーダン事務所関係者にも報告を行うこと。

6.3. 通訳の配置

ジブチにおける現地調査において、現地通訳（英⇄仏）の備上を認める。なお本経費は本見積にて計上すること。

6.4. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、機構エチオピア事務所、スーダン事務所、ジブチ支所等の関連事務所、支所及び在エチオピア日本大使館、在スーダン日本大使館、在ジブチ日本大使館等の関連日本大使館において十分な情報収集を行うとともに現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、上記事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載する。また、現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

6.5. 不正腐敗の防止

本事業の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス 2014 年 10 月」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

